



国労東海

国鉄労働組合
東海エリア本部

東京都港区新橋5-15-5
交通ビル4階
発行責任者 杉本洋一
編集責任者 小山謙一

年末手当

貨物は1・3カ月の超低額回答

バスは昨年比0・1カ月増の2・5カ月



写真はいずれも「11・11貨物総行動」でデモをする組合員

「前年度の支払い実績と回答を受け国労は、1・3か月という超低額回答を行いました。」

10月22日に基準内賃金の3・5カ月分を求め、申し入れを行い、交渉をスタートさせました。10月24日に始まった交渉は、回答を除き4回、その中で国労

は、業績が上回っている中で昨年を下回る要素がないことや組合員・家族の生活を訴えてきました。会社の見解としては、一貫して夏同等の厳しいものにならざるを得ないとして、11月15日の回答予定日を大幅に遅れた11月27日の回答では、1・1カ月に0・2カ月上乗せした1・3か月という超低額回答を行いました。

貨物

社員的生活実態を全く無視した回答

貨物会社は11月26日、2013年度年末手当について、夏季手当に続き「基準内賃金の1・1カ月分」とし、社員生活に配慮するとして「0・2カ月分」をプラスするといふ超低額回答を行ってきました。国労本部と全国貨物協議会は、席上で再回答を求める旨を通告し、再回答を求めた申し入れを11月27日に行いました。

バス

契約社員の100%支給を否定

国労は11月27日、ジェイアール東海バス会社から年末手当の回答を受けました。昨年よりも0・1カ月増となったことは、評価できるものの、契約社員の支給については、「従前と同じ」とし、申し入れていた100%支給を否定しました。

国労は、申し入れた3・2カ月との乖離もあり、持ち帰り検討とし、関係機関と協議し、11月28日に妥結をしました。なお、平均支給額は、61万1427円です。支給は、12月10日以降準備でき次第となっております。

決算、今年度の収入動向及び中間決算等を基本に基準額の回答を行ってきた経緯を踏まえれば全く整合性がない回答である、「一鉄道事業部門の赤字の解消を最大の目標として社員的生活実態を全く無視したものでしかない」、「経営の根幹にある問題を先送りし、その場しのぎの経営を行ってきた経営幹部こそ責任を負うべきであり、社員と家族に更なる犠牲を強いる低額回答は認められない」と、夏季手当に続く超低額回答に強く抗議を行いました。

さらに再回答を求めた申し入れを行うとともに全国に向け、再回答を求める要請と超低額回答に対する抗議行動の展開を指示しました。



「がん」の保障

《生きるためのがん保険Days(デイズ)》

保険期間：終身(抗がん剤治療特約は10年更新) 契約年齢：0歳～80歳、スタンダードプラン 入院給付金日額10,000円の場合

初めて診断確定されたとき	がんの場合	一時金として 100万円
	上皮内新生物の場合	一時金として 10万円
入院したとき	入院給付金	1日につき 10,000円
通院したとき	通院給付金	1日につき 10,000円
手術したとき	手術治療給付金	1回につき 20万円
放射線治療を受けたとき	放射線治療給付金	1回につき 20万円
抗がん剤治療を受けたとき	抗がん剤治療を受けた月ごとに1カ月	10万円 (すべての保険期間を通じて通算600万円まで)
	乳がん・前立腺がんのホルモン療法の際に1カ月	5万円
	訪問看護サービスと専門医師紹介(このサービスは、株式会社法研が提供するサービスです)	
	プレミアムサポート	

「生きる」を創る。Affac

生きるためのがん保険DAYS(デイズ) スタンダードプラン

●月払保険料(団体取扱) (2011年4月1日現在)

入院給付金日額10,000円 定額タイプ保険料

払込期間：終身(抗がん剤治療特約は10年更新)

35歳 45歳 55歳 65歳

男性 3,656円 5,608円 9,360円 15,190円

女性 3,734円 5,274円 6,864円 9,048円

<抗がん剤治療特約>の更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。

<募集代理店>

アベニール株式会社 AF007-2011-0188 4月25日

TEL:03-3437-6810 FAX:03-3437-6822

〒105-0004 東京都港区新橋5-15-5交通ビル3F

<引受保険会社>アフラック 東京第三法人営業部 千163-0456

東京都港区西新橋2-1-1 新橋三井ビル

本社保険に関するお問い合わせ・各種お手続き

コールセンター 0120-5555-95

「雇用破壊」を押し返す闘いを

会館労働講座 多彩な内容を学び交流深める

国労東海本部は11月21日、名古屋市で労働講座を開催(主催は一般財団法人国鉄労働会館)し、約50人が参加しました。

「世界一企業活動がしやすい国の労働者はどうなるのか」との題で、上条貞夫弁護士が講演を行ったほか、参加者の意見、JAL不当解雇撤回裁判証人からの特別報告や社保庁不当解雇原告団からの訴え等、多彩な内容で意見交流と不当解雇撤回のための行動確認を行いました。その概要を掲載します。

講演で上条弁護士は、まず、限定正社員化、派遣法見直し(常用代禁禁止の原則を否定)、金銭解雇の導入、「国家戦略特区」の



講演する上条弁護士
「目白」の閣議決定等、押し

雇用破壊政策」が進められているとして、その根底には、自民党が目論んでいる憲法改正であり、「戦争する国づくり」であることを強調しました。とくに、基本的人権原理が逆



(上) 会場発言する名古屋地本の伊藤書記長 (下) 報告する「解雇撤回支援愛知の会」

秘密保護法案

衆議院で採決の暴挙

日本国憲法の基本的人権、国民主権、平和主義の基本原則を根底から覆す秘密保護法案が11月26日、衆議院本会議で「自・公・み」の各党の賛成多数で可決されました。

秘密保護法案が審議入り国民の法案に反対する急速審議を求め中、与党は、意すると国会審議を一方的委員会での討論さえ認めずに

さらに、福島市で開かれ委員会の地方公聴会で与党推が反対や慎重審議を求めたさに国会を2重3重にも踏

2週間余りの国会審議を権利が侵害され、一般国民こと、その目的が国民の目、る国」に作りかえることに

この間、法案に反対するが、世論調査でも7~8

21日には日比谷野音での集会には1万人もの人々が集まりました。また、弁護士会をはじめとする法曹界、学会、ジャーナリスト、演劇界などたくさんの方々が反対の声をあげていますし、世界各地の作家らでつくる国際ペンも「市民の表現の自由を弱体化させる」として反対する声明を發表しています。

暗黒社会に逆戻りさせないため、秘密保護法案を参議院で廃案に追い込むために私たちも多くの方々とともに共同の力を発揮することが求められています。

国民の力で参院で廃案に追い込もう

してからわずか2週間余り。な広がりやマスコミも慎重みんな、維新と「修正」合に打ち切り、26日の特別委採決強行しました。

た衆院国家安全保障特別委薦の公述人を含め7人全員翌日に採決強行という、まみにじる暴挙です。

通じてさえも、国民の知るも監視・処罰の対象になる耳、口をふさいで「戦争すること」は明らかです。

国民の怒りの声は急速に広割は慎重審議を求めています。

「JAL不当解雇撤回裁判闘争」については、弁護団長としての立場から、会社が行ったことは不当労働行為そのものであり、「ものを言う労働組合潰し」であることが裁判を通じて明らかになったことを報告しました。また、労働運動の新たな実績として、派遣切りとの闘い、ブラック企業の追及、民主主義を守る闘いなど、解雇撤回闘争とも結びついた闘いの現状が浮き彫りとなりました。

会場からの報告等が行われた後、最後に、「JAL解雇撤回支援愛知の会」からも報告と提起を受け、参加者全員で確認しました。

入院、地震、火災、交通事故…一度も経験しない人はいない。

自分の身に起こってからでは遅いのが災害です。何事も備えあれば憂いなし。あなたや家族の幸せを自然災害や人災から守るために、しっかりと組み合わせて幅広く保障します。



火災共済/地震風水害共済/交通災害共済/生命共済/入院共済

家族の幸せを災害から守る